

「京都府認知症応援大使」募集要項

1 趣旨

「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）及び「第3次京都式オレンジプラン」（令和6年3月策定）が掲げる、認知症になっても、個人の尊厳が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、京都府では、認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができる姿等を積極的に発信する「京都府認知症応援大使」（以下「大使」という。）を設置し、府民の認知症への関心を高め、正しい理解を深めるための普及啓発を図るとともに認知症施策への本人参画を推進することとしています。

2 任期

委嘱日から2年以内（任期途中の退任及び任期満了後の再任は妨げません。）

3 活動内容

府及びその他関係機関が行う認知症に関する取組に、ご本人が希望することや得意なことを活かして参加・協力が可能な活動を行っていただきます。なお、活動にあたっては、ご本人の意向や体調等にあわせて相談しながら、一人ひとり、その時々にあった活動を柔軟に行っていただきます。

<活動内容の例>

(1) 認知症の普及啓発活動への協力

府及びその他関係機関が開催するイベント等への参画・出講、広報誌等への寄稿、広報映像等への出演、その他普及啓発活動への協力

(2) 認知症に関する研修・講座等への協力

府及びその他関係機関が開催する医療・介護人材の養成研修や、キャラバン・メイトが講師を務める認知症サポーター講座等、認知症に関する研修・講座への出講

(3) ピアサポート活動

認知症カフェや本人ミーティング等、認知症当事者が集う場での支援活動

(4) 府及びその他関係機関、民間事業者等が実施する認知症に関する取組への提案・企画

(5) その他、知事が必要と認める活動

4 応募要件

次の要件をすべて満たす方

(1) 府内在住であること

(2) 認知症の診断を受けていること

(3) 認知症の普及啓発活動に府と協力・連携できること

(4) 氏名・年齢・所在市町村名・病名・経過・略歴・顔写真を原則、公表できること（公表できない理由がある場合はその限りではありません。）

5 謝礼

(1) 府が依頼する活動については、原則として府が別途定める基準により、大使及び依頼する活動に必要な支援者（以下「支援者」という。）にお支払いします。

(2) (1) 以外の活動については、依頼元の基準により依頼元がお支払いします。

6 交通費

- (1) 府が依頼する活動については、原則として京都府旅費条例（昭和 25 年 9 月 7 日条例第 43 号）に基づき、大使及び支援者にお支払いします。
- (2) (1) 以外の活動については、依頼元の基準により依頼元がお支払いします。

6-7 応募方法

- (1) 応募用紙と、市町村、地域包括支援センター、病院、介護保険施設等の推薦者による推薦書（以下、応募用紙等）を電子メール又は郵送により下記提出先あてお送りください。
- (2) 推薦者は、必ずご本人が趣旨に賛同して、自らやってみたいという意欲があることを確認してください。

8 決定方法

応募用紙等を確認のうえ、決定します。

なお、人数は定めず、応募要件に該当する方全員に、ご本人の希望や体調に合わせ、参加・協力が可能な活動を行っていただきます。

※ 応募用紙等の内容についてヒアリングをする場合があります。

9 募集・公表時期

随時（応募の締切日はありません。）

10 公表

委嘱については、国や府のホームページ等により公表します。

11 問い合わせ先・提出先

〒604-8418

京都府京都市中京区西ノ京東梅尾町6番地 京都府医師会館703

京都府健康福祉部高齢者支援課

TEL：075-822-3562

FAX：075-822-3574

E-mail：hokatu5@pref.kyoto.lg.jp

附則

この要項は令和7年4月1日から施行します。